

第2回 第31期 静岡県青少年問題協議会

日時 令和4年2月28日（月）
10時～11時30分
会場 県庁別館7階 第2会議室A

次 第

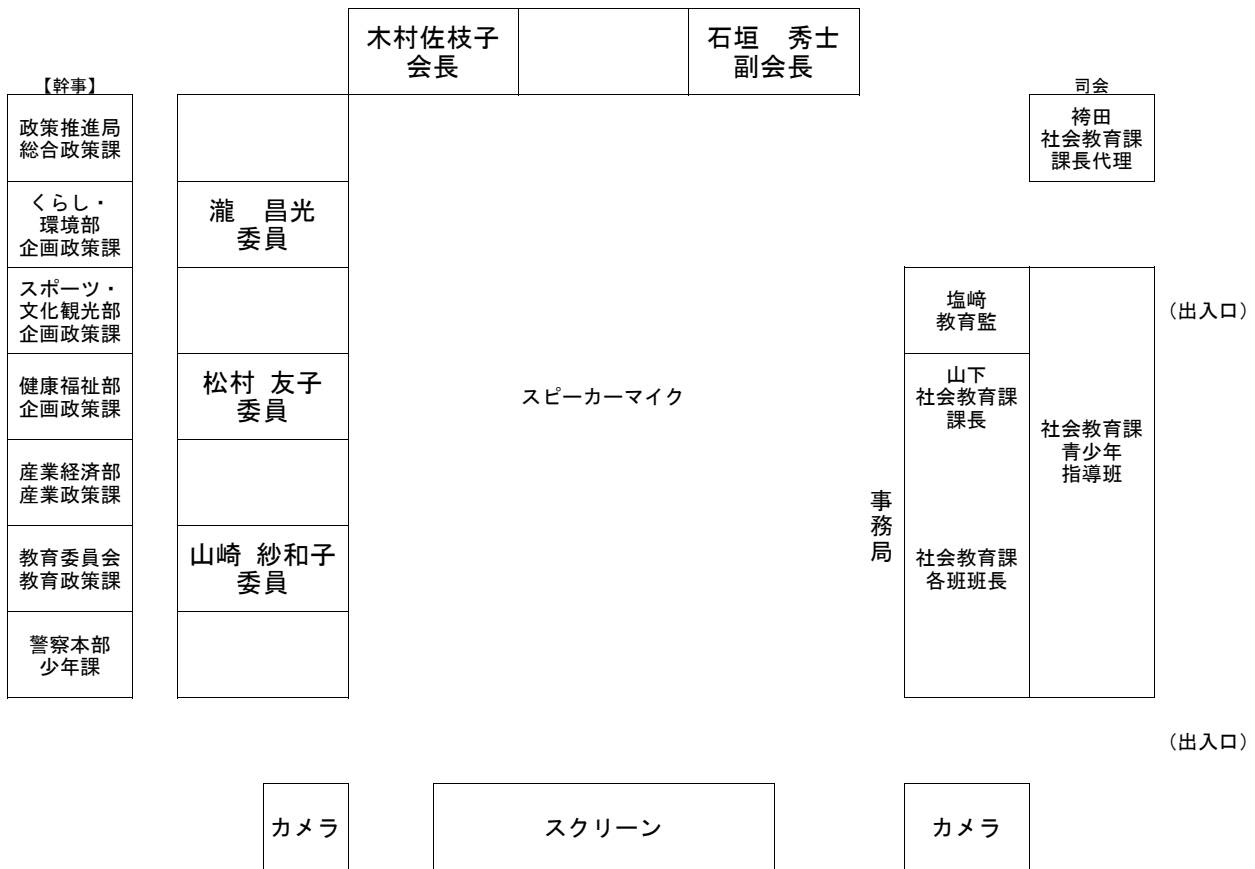
- 1 開会
- 2 教育監挨拶
- 3 議事
「ふじのくに若い翼プランー静岡県第4期子ども・若者計画ー」
の策定について
- 4 連絡事項
- 5 閉会

第31期 静岡県青少年問題協議会 委員一覧

任期 令和3年11月1日～令和5年10月31日
(敬称略・50音順)

氏名	所属・役職（就任時）
池田 佳寿子	特定非営利活動法人青少年就労支援ネットワーク静岡事務局長／地域若者サポートステーションかけがわ統括コーディネーター
石垣 秀士	静岡県青少年育成会議副会長
小野田 秀生	静岡県立清水南高等学校校長（静岡県高等学校長協会）
木村 佐枝子	常葉大学健康プロデュース学部教授／常葉大学地域貢献センター センター長
櫻井 清孝	（株）櫻井工業所 取締役（公益社団法人日本青年会議所東海地区静岡ブロック協議会）
佐野 多知子	静岡県更生保護女性連盟副会長
沢崎 知加子	掛川市健康福祉部福祉課長
瀧 昌光	静岡県コミュニティづくり推進協議会常務理事兼事務局長
武田 麻里子	長泉町立長泉小学校校長（静岡県校長会）
谷口 明	静岡県PTA連絡協議会会長
野田 治久	静岡県議会 文教警察委員長
益谷 尚豪	静岡県公立高等学校PTA連合会副会長
松村 友子	静岡家庭裁判所家事調停委員／静岡地方裁判所民事調停委員／児童養護施設春風寮評議員
山崎 紗和子	静岡大学人文社会学部1年生／一般社団法人静岡学習支援ネットワーク

第2回 第31期青少年問題協議会 座席表



オンライン参加の委員
池田 佳寿子 委員、櫻井 清孝 委員、武田 麻里子 委員、益谷 尚豪 委員

第 4 期静岡県子ども・若者計画の策定

(社会教育課)

(概要)

第 3 期静岡県子ども・若者計画（2018～2021 年度）が終了することに伴い、第 3 期計画の評価や子ども・若者を取り巻く現状と課題、国の「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえ、第 4 期静岡県子ども・若者計画の策定を行う。

1 基本理念

すべての子ども・若者が「有徳の人」として能力を発揮できる社会の実現

第 3 期計画の理念を継承し、社会や人のために貢献する「才徳兼備」の人を育成し、すべての子ども・若者が自己の成長、豊かさや幸せの実感ができる社会の実現を目指す。

2 第 4 期計画（案）の考え方と体系

(1) 基本的な考え方

- 施策を大柱、中柱、小柱に分類
- 大柱ごとに「施策の概要」を記載。中柱ごとに「数値目標」(67) を記載。小柱ごとに「施策の方針や内容」、「主な取組と対象年代」(主な取組 297) を記載

(2) 施策の体系

2021 年 4 月に策定された、国の子供・若者育成支援推進大綱を勘案し、5 つの基本方針とした。

- 5 の大柱（基本方針）、11 の中柱、28 の小柱に整理

《基本方針》

- 1 すべての子ども・若者の健やかな成長に向けた支援
すべての子ども・若者の幸せの実現を目指した資質能力の育成
- 2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援
社会での活躍を目指した子ども・若者やその家族への支援
- 3 夢の実現を目指す子ども・若者の支援
学術・文化・スポーツなど様々な資質能力の育成
- 4 子ども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援
子ども・若者の育成を支える担い手の養成や活動支援
- 5 子ども・若者の健やかな成長に向けた社会環境の整備
子ども・若者の安全安心な成長に向けた、環境の整備と地域づくり

3 スケジュール

- | | |
|--------------|---|
| 1 2月3日 | 第 1 回静岡県青少年問題協議会 |
| 1 月19日～2 月9日 | パブリックコメント、大学生との意見交換 |
| 2 月28日 | 第 2 回静岡県青少年問題協議会 |
| 3 月 | 2 月県議会常任委員会
静岡県青少年対策本部において決定
計画とパブリックコメントの対応を公表（3 月末） |

第 4 期静岡県子ども・若者計画の概要（案）

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

○第 3 期計画は、2021（令和 3）年度で終了することから、次期の子ども・若者計画を策定

(2) 計画期間

○静岡県の新ビジョン後期アクションプランや教育振興基本計画に合わせ、2022（令和 4）～2025（令和 7）年度（4 年間）

(3) 計画の位置付け

○「子ども・若者育成支援推進法」第 9 条の「都道府県子ども・若者計画」であり、国の「子供・若者育成支援推進大綱」を勘案したもの

○静岡県の新ビジョン（総合計画）後期アクションプランや静岡県教育振興基本計画のもと、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための分野別計画

(4) 計画の対象

○0 歳からおおむね 30 歳未満の者
（施策によっては、ポスト青年期の 40 歳未満の者も対象）

2 計画の理念と方針

(1) 基本理念

すべての子ども・若者が「有徳の人」として能力を発揮できる社会の実現

(2) 基本方針

- 1 すべての子ども・若者の健やかな成長に向けた支援
- 2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援
- 3 夢の実現を目指す子ども・若者の支援
- 4 子ども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援
- 5 子ども・若者の健やかな成長に向けた社会環境の整備

(3) 施策の展開の特徴

○子ども・若者を取り巻く現状と課題を踏まえ、施策を展開
・不登校やひきこもりの増加、長期化による相談体制の充実
・生産年齢人口、子ども・若者人口の減少による地域活動の担い手の養成
・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、青少年活動への支援や困難を抱える子ども・若者とその家族に対する支援の充実 など

第 2 章 子ども・若者の状況

- 生産年齢人口や子ども・若者人口の減少
- 自然体験活動やボランティア活動、社会貢献活動の減少
- いじめの認知件数や解消率は減少傾向
- 刑法犯・特別法犯で検挙・補導された少年は減少傾向
- 教育の I C T 化に伴う情報モラルの関する教育活動の増加
- 不登校やひきこもりの増加、長期化
- 10 歳代から 30 歳代までの死因のトップは「自殺」

第3章 施策の展開

基本方針	施策の展開
基本方針1 すべての 子ども・若者の 健やかな成長に 向けた支援	1.1 自己形成のための支援 1.1.1 日常生活能力の向上 1.1.2 学力の向上と大学教育等の充実 1.2 健康と安全・安心の確保 1.2.1 相談体制の充実といじめ、非行の防止 1.2.2 健康教育の推進と健康の確保・増進等 1.2.3 被害防止等のための教育・啓発 1.3 若者の職業的自立と就労支援、社会参画への支援 1.3.1 職業能力の習得と就労支援の充実 1.3.2 社会形成への参画支援
基本方針2 困難を有する 子ども・若者や その家族の支援	2.1 重層的な支援ネットワークの構築とアウトリーチの充実 2.1.1 重層的な支援ネットワークの構築 2.1.2 アウトリーチの充実 2.2 困難な状況ごとの支援 2.2.1 ニート、ひきこもり、不登校などの子ども・若者の支援と 子どもの貧困問題への対応 2.2.2 障害等のある子ども・若者の支援 2.2.3 立ち直り支援と犯罪被害者支援、被害防止と保護 2.2.4 特に配慮が必要な子ども・若者の支援
基本方針3 夢の実現を 目指す子ども・ 若者の支援	3.1 グローバル社会で活躍する人材の育成 3.1.1 地域についての学びの充実 3.1.2 国際交流と海外留学の促進 3.1.3 ESDの推進 3.1.4 専門性を高める教育の充実 3.2 スポーツと文化芸術活動の振興 3.2.1 競技者と芸術家の育成 3.2.2 障害者のスポーツと文化芸術活動の振興
基本方針4 子ども・若者の 健やかな成長を 支える担い手の 養成・支援	4.1 多様な担い手の養成・支援 4.1.1 指導者や協力者等の養成 4.1.2 学生ボランティア、青年ボランティアによる相談・支援 4.2 教員の資質能力の向上 4.2.1 授業力の向上 4.2.2 生徒指導力の向上
基本方針5 子ども・若者の 健やかな 成長に向けた 社会環境の整備	5.1 地域、学校、家庭の連携と子育て支援の充実 5.1.1 家庭教育支援 5.1.2 地域づくりの推進と地域全体で子どもを育む環境の整備 5.1.3 子育て支援の充実 5.2 良好な社会環境の整備 5.2.1 社会環境の整備 5.2.2 ネット依存や依存症等への対応

第 1 回静岡県青少年問題協議会（令和 3 年 12 月 3 日） 意見と対応

No.	意見	対応
1	<p>【1.2.3 被害防止等のための教育・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来年 4 月から、高校では成年と未成年が混在する。未成年として保護がなくなることで、契約関係のトラブルの発生が懸念されるので、取組を充実する必要がある。 	<p>○御意見を計画に反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「高校生消費者教育出前講座」を拡大するなど、若者への消費者教育を強化する」旨を追記します。(p27) ・ 「消費者教育（家庭基礎）の内容を充実させるとともに、高校 3 年時に成年となることに関して注意喚起を促進する」旨を追記します。(p27) ・ 「契約の知識や留意点等を学習するとともに、出前講座の活用など、自立した消費者の育成に取り組む」旨を追記します。(p27) ・ 主な取組として、「生徒指導担当者連絡協議会において、消費者教育に関する取組の周知と実践事例の紹介」を追記します。(p28)
2	<p>【1.3.1 職業能力の習得と就労支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若者に対して、どのような移住支援を行うのか、具体的に教えていただきたい。 	<p>○御意見を計画に反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「本県の企業や地域の魅力を積極的に発信するとともに、企業とのマッチングの機会をつくり、県内学生だけでなく、本県出身の大学生や移住を希望する首都圏等の社会人などの若者人材の支援に取り組む」旨を追記します。(p30)
3	<p>【1.3.1 職業能力の習得と就労支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校の生徒が学校を離れると、支援の手が届きにくく、ひきこもりにもつながる。 	<p>○御意見を計画に反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 切れ目のない支援を行うため、「在学時から地域若者サポートステーションとの連携を図り、就業に向けた取組を推進する」旨を追記します。(p30)

No.	意見	対応
4	<p>【5.1.2 地域づくりの推進と地域全体で子どもを育む環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異年齢の交流は、自尊感情や自己有用感を高めることから、通学合宿を進めてほしい。 	<p>○御意見を計画に反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「宿泊体験を含む様々な体験活動や異学年・異世代との交流を実施する団体を支援する」旨を追記します。(p53)
5	<p>【5.2.2 ネット依存や依存症等への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GIGAスクール構想の進展やスマホ使用の低年齢化により、ネットリテラシーの強化に取り組む必要がある。 	<p>○御意見を計画に反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ワークショップの実施」や「正しく安全なネット利用の促進を図るための講座や講演会を実施」する旨を明示します。(p55)
6	<p>【全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組を進めたことが的確に反映できる指標を選定するとよい。 	<p>○御意見を計画に反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標について見直しを検討しました。
7	<p>【全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口や支援団体の紹介等の記載があるとよい。 	<p>○御意見を計画に反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巻末に、相談窓口や支援団体の資料を掲載します。(p78～82)
8	<p>【全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定に当たっては、現場で取組を進めている団体から幅広く意見を聞いた方がよい。 	<p>○御意見を踏まえて取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントのほか、青少年育成会議の構成団体や地域で活動を行う大学生等に情報提供し、意見の聴取を行いました。
9	<p>【全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画が県民に浸透するよう、わかりやすく広報していくことが必要である。 ・県民が身近に取組を知るところとなしてほしい。 	<p>○御意見を踏まえて取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の概要版を作成するなど、計画の内容をわかりやすく広報します。

(15 件 8 の個人と団体からの意見)

No.	寄せられた意見の概要	意見に対する県の考え方
1	第2章 子ども、若者の状況 ・自殺者数の統計を入れてほしい。	・自殺者数の推移と10歳代から30歳代までの死因の上位に係る統計を掲載しました。(p12)
2	【1.1.1 日常生活能力の向上】 ・文化施設を紹介する県のホームページの充実を求める。	・御意見を参考に、ホームページの充実を図るなど、県民が文化芸術に触れる機会の拡充に向け、取組を推進します。
3	【1.2.1 相談体制の充実といじめ、非行の防止】 【2.2.1 ニート、ひきこもり、不登校などの子ども・若者の支援と子どもの貧困問題への対応】 ・いじめや不登校の現状は、個性や違いを認めない、学校教育の画一性に問題があるのではないか。オンラインを含めた様々な学習方法の選択ができる方がよい。	・全ての児童生徒の安全安心な学校生活の実現に努めるとともに、一人ひとりに応じた「個別最適な学び」と仲間との学び合いを中心とする「協働的な学び」のそれぞれの良さを生かした、資質能力をバランス良く育成します。 ・いじめ、不登校等の未然防止や児童生徒が抱える様々な心の問題の改善に向けた支援等について、一層の充実を図ります。
4	【2.2.1 ニート、ひきこもり、不登校などの子ども・若者の支援と子どもの貧困問題への対応】 ・ひきこもりや不登校の人たちを、無理に地域社会に引き出しても状況の悪化を招く恐れがある。不登校や中途退学者に対する学習機会の充実が必要である。	・個別のニーズや状況にあわせた支援と情報提供の充実努めます。 ・児童生徒それぞれの可能性を伸ばせるよう、様々な関係機関との連携や活用等により、社会的自立に向けた進路の選択肢を広げるための支援に努めます。
5	【2.2.1 ニート、ひきこもり、不登校などの子ども・若者の支援と子どもの貧困問題への対応】 ・子どもの貧困問題への対応は、制度（取組）自体は充実している。周知が必要である。	・生活支援や学習支援について、更なる周知や普及啓発に取り組みます。
6	【2.2.3 立ち直り支援と犯罪被害者支援、被害防止と保護】 ・子ども・若者の福祉を害する犯罪対策が性的なものに偏っている。	・性被害の防止のほか、様々な犯罪に対応する見守り活動、講座、講演会などに取り組みます。
7	【5.2.1 社会環境の整備】 ・良好な社会環境の整備は、知る権利や表現の自由の侵害にならないようにするべきである。	・条例の目的（第1条）や適用上の注意（第2条）を踏まえ、県民の権利及び自由を不当に制限しないよう、適切な運用に留意します。
8	【5.2.1 社会環境の整備】 ・「優良図書類の推奨や有害図書の指定」では青年期が「核となる対象年代」になっているが、静岡県青少年環境整備条例によれば、この施策は18歳未満の青少年向けであり、有害図書が18歳以上にとって有害であるとの誤った認識を与えかねないため、青年期およびポスト青年期は対象から外すべきである。	・「優良図書類の推奨」と「有害図書の指定」については区分して併記します。(p54)

No.	寄せられた意見の概要	意見に対する県の考え方
9	<p>【5.2.2 ネット依存や依存症等への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもからネットやゲームを取り上げたり、時間を制限しても意味はなく、逆に悪化を招く恐れもある。子ども自身の問題を解決することが先決ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、正しく安全なネット利用の促進を図るため、家庭での具体的なルール作りの普及に取り組んでいきます。 また、県内各地でワークショップを開催し、意見交換を実施しており、収集した事例については、今後幅広く周知を図り、子どもたちの問題解決のきっかけに繋げていきたいと考えています。
10	<p>【5.2.2 ネット依存や依存症等への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「正しく安全なネット利用の促進を図るとともに」との記載があり、インターネット等の利活用を前提とした啓蒙活動を通して「ゲーム障害・ネット依存」を回避改善しようとする方針は評価できる。 	
11	<p>【5.2.2 ネット依存や依存症等への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> WHOが「ゲーム障害」を認めた記録はなく、厚生労働省も認めていないことから、この依存症に関して対応することは意味がない。 	<ul style="list-style-type: none"> この施策は、医療行為を前提としたものではなく、正しく安全なネット利用の促進を目的とし、学校や家庭において現実として存在する子どもたちのネットやゲームに関する課題への取組です。
12	<p>【5.2.2 ネット依存や依存症等への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ゲーム障害」について、「傾向」や「疑い」という水準に係る文言を記載すると、国際疾病分類の定義に該当しない子ども等に対して、医療行為や支援と称した強権的な干渉を行われる危険性がある。あくまで定義に合致する場合に医療支援を行う旨の表現に改めるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ネット依存」が、WHOの国際疾病分類に位置づけられていないことは承知しておりますが、「ネット依存」という言葉は、広く一般に認知されており、県民に事業を周知する上でわかりやすいと考え、使用しています。 また、「ゲーム障害」と「ネット依存」は異なるものとして認識し、取組を進めているところですが、子どもがネットやゲームに熱中するあまり、日常生活をコントロールすることができず、昼夜逆転や体調不良、学力低下など、様々な問題が生じる恐れがあることも否定できないことから、この2つの状態が全く関連性がないものとは考えておりません。
13	<p>【5.2.2 ネット依存や依存症等への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ゲーム障害」について「発症メカニズムの科学的知見が確立されていない」旨、政府も認めており、その対応を行政施策として行うことは行き過ぎである。確たる根拠を示せないのであれば、項目自体を削除し、審議を尽くすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 近年、子どもたちを取り巻くICT環境が急激に変化し続ける現状から、県では、医療関係者を含む様々な分野の委員で構成する有識者会議を設置し、御意見を踏まえながら、取組を進めているところです。
14	<p>【5.2.2 ネット依存や依存症等への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ネット依存」はWHOの国際疾病分類（ICD-11）にはなく、新たな問題として取り上げることは適切ではない。「ゲーム障害」と同列に記載すべきではない。また、「ネット依存」は定義が明確でないため、県の施策の医学的な適切さの判断が不可能である。そのような状況のなか、施策は極めて慎重な企画・実施に留意すべき。 	

No.	寄せられた意見の概要	意見に対する県の考え方
15	<p>【5.2.2 ネット依存や依存症等への対応】</p> <p>・「子どもたちのスマートフォンの所持率の上昇や、ネット利用の低年齢化が進み、子どもたちのメディア接触時間の増加が懸念される」との記載があるが、インターネットの利活用が増加し、社会経済活動で不可欠なものである以上、それぞれの状況が「懸念」すべき事象ではない。「懸念」という表現ではなく、状況を事実として受け止める表現とすることで、インターネット利活用を前提とした対策を講じることにつながるのではないか。</p>	<p>・御意見のとおり、ネットは、利用目的が多様化するとともに、日常生活において不可欠なものとなっていますので、「懸念」との表現を改め、修正します。</p> <p>・「子どもたちのスマートフォンの所持率の上昇やネット利用の低年齢化、<u>学校におけるGIGAスクール構想の進展など、青少年を取り巻くICT環境が急激に変化し続ける現状を踏まえ、正しく安全なネットの利用促進を図るため～</u>」 (p55)</p>

常葉大学ボランティアサークル Thunderbirds / 静岡学習支援ネットワーク

No.	寄せられた意見の概要	対応
1	<p>第2章 子ども・若者の状況、 【2.2 困難な状況ごとの支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数値目標に「自殺による死亡者数」が掲載されているが、子ども・若者に絞った自殺者数とその要因を掲載してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章「子ども・若者の状況」に、自殺者数の推移と10歳代から30歳代までの死因の上位に係る統計を掲載しました。(p12)
2	<p>【1.3.2 社会形成への参画支援】 【4.1.1 指導者や協力者等の養成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに限らず、大学生が幅広く参加できる取組の充実を求める。 ボランティア活動について、「多様な人々の参入の裾野を広げ、自主的・自発的な活動を促進」とは、具体的にはどのようなことか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県では、青少年団体の活動支援や助成、指導者の研修、級位認定等を通じて、健全育成県民運動を推進していますので、今後も積極的な情報発信に努めます。(p48) ・また、「自主的・自発的な活動の促進」については、「市町のボランティアや災害ボランティアの活動支援、福祉教育の推進など」の具体例を追記します。(p32)
3	<p>【2.2.1 ニート、ひきこもり、不登校などの子ども・若者の支援と子どもの貧困問題への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援団体を知ってもらえるように広報をしてほしい。また、民間支援団体同士の繋がりを作れる場が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・巻末に相談窓口や支援団体の資料を掲載するほか、ふじのくに i (アイ) マップのパンフレットを作成・配布し、広報に努めます。また、合同相談会などを活用し、民間支援団体同士の交流の場を確保します。(p35、p78～82)